

総務省 規制の事前評価書

(危険物物質の類の変更)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成21年12月24日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）上の危険物は、物質の引火性等の危険性に応じて第1類から第6類までの6つの類に分けて指定されており（法第2条第7項）、危険物を取り扱う施設等は、その類に応じてそれぞれ所要の技術上の基準に適合しなければならないとされている（法第10条第3項）。

当室では、科学技術の進展等により新たに出現する物質で火災危険性を有すると想定されるものについて、必要に応じて危険物として規制をして保安の確保を図ることを目的として平成20年度に「危険物等の危険性に関する調査検討会」（座長：田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授（当時））を開催し、当該検討会において火災危険性を有する物質の危険物への追加及び類の指定変更についての検討が行われた。検討の結果、引火性液体の危険物第4類の1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン及び4-メチレン-2-オキセタノン（以下「1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン等」という。）が危険物確認試験によって自己反応性物質の第5類の危険性の性状を有していることが確認されたため、当該2物質を新たに危険物第5類として取り扱うことが適当とされた（「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」（平成21年2月））。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。

今回、火災危険性（自己反応性）を有する物質であることが確認された2物質について、消防法上の第5類の危険物として追加し、改正に伴い、所有者等に課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。

【規制改正の内容】

次の2つの物質を第5類の危険物として追加する。

- (1) 1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン 注1

(2) 4－メチレン－2－オキセタノン 注2

注1

1－アリルオキシ－2・3－エポキシプロパン（別称：アリルグリシジルエーテル）

主な用途：自動車用塗料、ICチップ基盤

注2

4－メチレン－2－オキセタノン（別称：ジケテン）

主な用途：殺虫剤、抗生物質

これに伴い、現在第4類の危険物を取り扱う規制が課されている当該2物質を取り扱う施設等について、第5類の危険物を取り扱う施設等として改めて技術上の基準に適合する必要がある。

具体的には、次のように許可を受けなければならない施設が発生する。

- ① 1－アリルオキシ－2・3－エポキシプロパン等を指定数量（※）未満貯蔵し、又は取り扱っている施設（以下「非危険物施設」という。）等の中には、当該物質が第4類から第5類に変更されることで、指定数量以上の危険物を取扱うこととなるため、危険物を取り扱う施設等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を満たして、新たに危険物を取り扱う施設等として許可を受けなければならないもの（以下「危険物施設」という。）が発生する。

※ 指定数量…法では、指定数量以上の危険物を取り扱う場合、その施設が技術上の基準等を満たさなければならない等の規制がかかる。指定数量は、物質の危険性に応じて決められており、危険性の高い危険物には指定数量を少なく、危険性の低い危険物には指定数量を多くしている。（第4類の指定数量は1,000リットル、第5類の指定数量は100キログラムとなっている。）

例：800 l の取扱いがある製造所（工場内で、800 l の設備において製造するもの）

- ・今までは非危険物施設（指定数量1000 l 未満）

位置：なし

構造：なし

設備：採光設備、照明設備、換気設備、もれ防止設備、あふれ防止設備、飛散防止設備

- ・改正後は危険物施設として許可が必要（指定数量100 kg）

位置：保安距離、保有空地

構造：壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料、危険性の高い箇所の壁を耐火構造

設備：採光設備、照明設備、換気設備、もれ防止設備、あふれ防止設備、飛散防止設備、網入ガラス、貯留設備、温度測定設備、安全装置、電気設備等

- ② すでに指定数量以上の危険物の貯蔵・取り扱いに係る許可を受けている施設等で、１－アリルオキシ－２・３－エポキシプロパン等を貯蔵し、又は取り扱っているものの中には、当該物質が第４類から第５類に変更されることで、取り扱っている危険物の指定数量の倍数（取扱数量／指定数量）が大きく増加することになり、改正前よりも厳しい位置、構造及び設備に係る技術上の基準が適用される場合があり、その場合は保有空地の拡張及び消火設備等の基準を満たして、市町村長等から変更許可を受けなければならないもの（以下「技術上の基準が強化された危険物施設」）が発生する。

また、今回の改正により新たに適合させなければならない技術上の基準の中には、基準への適合性を確保するためには大規模な工事を要するなど、所有者等に相当の負担を発生させることとなるものがあるため、危険物施設の保安確保を前提に、所有者等の負担等の軽減にも配慮する必要があることから、このような基準については、保安の確保の観点から必要な最低限の措置（代替措置）を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。この代替措置においては、不燃物質による内装、網入りガラス化、貯留・換気設備の設置等を行うこととなるが、施設全体の耐火構造化や保有空地の拡張は、施設の建替時まで免除され、建替えのときに改めて規制の対象となるものである。

なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の見回り・指導等により対応される。

2 規制の費用

（１）遵守費用

今回新たに許可を受けることが義務付けられることとなる、１－アリルオキシ－２・３－エポキシプロパン等を取り扱う主な施設の設置に係る費用は次のとおり。

なお、各費用の試算については、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして計算した。（代替措置をとらない場合の試算及び詳細については別紙参照）

また、各費用の積算については、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまでまったく満たしていないケースについて行っており、各施設の様態によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。

① 非危険物施設 ⇒ 危険物施設

	代替措置を適用する場合
製造所	1,200 万円
屋内貯蔵所	375 万円
屋外タンク貯蔵所	200 万円

屋内タンク貯蔵所	1,050 万円
地下タンク貯蔵所	100 万円
移動タンク貯蔵所	100 万円
一般取扱所	1,200 万円

② 危険物施設 ⇒ 技術上の基準が強化された危険物施設

	代替措置を適用する場合
製造所	0 円
屋内貯蔵所	0 円
屋外タンク貯蔵所	0 円
屋内タンク貯蔵所	0 円
地下タンク貯蔵所	0 円
一般取扱所	0 円

③ 全国の該当件数

- ・ 非危険物施設 ⇒ 危険物施設

代替措置を適用する場合 105 施設 : 6 億 8500 万円

- ・ 危険物施設 ⇒ 技術上の基準が強化された危険物施設

代替措置を適用する場合 62 施設 : 0 円

※ なお、これらの費用とは別に各施設につき、各施設が所在する地方公共団体の定める手数料条例で定める金額分、設置許可申請の費用がかかる。

例 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に基づいて条例を定めている地方公共団体の場合

- ・ 指定数量の倍数※が 10 以下の製造所の設置許可申請 39,000 円
- ・ 指定数量の倍数※が 10 以下の屋内貯蔵所の設置許可申請 20,000 円 等

※ 指定数量の倍数＝取扱数量／指定数量

- ・ 非危険物施設 ⇒ 危険物施設 (105 施設) 約 300 万円

- ・ 危険物施設 ⇒ 技術上の基準が強化された危険物施設 (62 施設) 約 200 万円

→合計 約 500 万円

④ 新規施設の建築費用

新規施設の建築費用については、上記①の非危険物施設から危険物施設の代替措置を適用しない場合と同額で、設備の設置費用においては危険物第4類と危険物第5類との若干の相違はあるが、建設費用全体としては、同額である。

(2) 行政費用

各施設において設置許可に係る費用が発生する。なお、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。

例 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づいて条例を定めている地方公共団体の場合

- ・ 指定数量の倍数※が10以下の製造所の設置許可申請 39,000 円
- ・ 指定数量の倍数※が10以下の屋内貯蔵所の設置許可申請 20,000 円 等
- ※ 指定数量の倍数＝取扱数量／指定数量

- ・ 非危険物施設 ⇒ 危険物施設(105 施設) 約 300 万円
- ・ 危険物施設 ⇒ 技術上の基準が強化された危険物施設(62 施設) 約 200 万円
- 合計 約 500 万円

3 規制の便益

(1) 遵守便益

危険物の性質に即した規制が課されることで、災害時の生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、財産上の損害の拡大も最小限に抑えられる。

(2) 行政便益

危険物の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

平成12年6月に発生したヒドロキシルアミン（当時は非危険物、現在は第5類。）の爆発事故には死者4人、負傷者58人（内54人が周辺住民）、建物全半壊7棟、一部破壊286棟及び損害額10億5465万円が発生している。危険物の性質に応じた対応を行っていない施設は、危険物の性質に応じた対応を行なっている施設に比べ、相当程度危険性が高くなる。

今回、1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン等を危険物第4類から第5類に変更することで、これらの火災による被害の拡大を防止することができるとすると、規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。ま

た、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することがあげられる。

さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである上に、代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用を最小限に抑えている。

以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 20 年度の「危険物等の危険性に関する調査検討会」において、火災危険性を有する物質の危険物への追加及び類の指定変更についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」）において、危険物第 4 類の 1－アリルオキシ－2・3－エポキシプロパン等を新たに危険物第 5 類として取り扱うことが適当とされた。

（参考URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2102/210219-1.pdf>）

6 レビューを行う時期又は条件

今後の社会情勢及び科学の進展による新たな知見を踏まえつつ、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。

今回新たに許可を受けることが義務付けられることとなる、1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン等を取り扱う主な施設の設置に係る費用は次のとおり。

なお、各費用の積算については、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまでまったく満たしていないケースを想定しており、各施設の様態によっては必要な費用が少なくなるものである。

① 非危険物施設 ⇒ 危険物施設

○製造所（代替措置を適用する場合） ・ 室高さ 3 m の内装（ALC 板）の変更工事 1,000 万円 (平屋建て、延べ面積 500 ㎡) (ALC 板の設置面積 770 ㎡) ・ 網入りガラス 100 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 100 万円 計：1,200 万円	○製造所（代替措置を適用しない場合） ・ 耐火構造の建設 1 億円 (平屋建て、延べ面積 500 ㎡) ・ 網入りガラス 100 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 100 万円 計：1 億 200 万円
○屋内貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 室高さ 3 m の内装（ALC 板）の変更工事 300 万円 (平屋建て、延べ面積 100 ㎡) (ALC 板の設置面積 220 ㎡) ・ 網入りガラス 25 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 50 万円 計：375 万円	○屋内貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ 耐火構造の建設 2,000 万円 (平屋建て、延べ面積 100 ㎡) ・ 網入りガラス 25 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 50 万円 計：2,075 万円
○屋外タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 付属設備（注入口、配管等） 200 万円 計：200 万円	○屋外タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ 屋外タンク本体工事 1,000 万円 ・ 付属設備（注入口、配管等） 200 万円 計：1,200 万円
○屋内タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 室高さ 3 m の内装（ALC 板）の変更工事 1,000 万円 (延べ面積 100 ㎡) (ALC 板の設置面積 770 ㎡) ・ 貯留・換気設備等設置 50 万円 計：1,050 万円	○屋内タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ 耐火構造の建設 2,000 万円 (延べ面積 100 ㎡) ・ タンク本体工事 1,000 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 50 万円 計：3,050 万円
○地下タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 通気管・ポンプ設備等設置 100 万円 計：100 万円	○地下タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ タンク本体工事 1,000 万円 ・ 通気管・ポンプ設備等設置 100 万円 計：1,100 万円

○移動タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 通気管・ポンプ設備等設置 100 万円 計： 100 万円	○移動タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ タンク本体工事 1,000 万円 ・ 通気管・ポンプ設備等設置 100 万円 計： 1,100 万円
○一般取扱所（代替措置を適用する場合） ・ 室高さ 3 m の内装（ALC 板）の変更工事 1,000 万円 （平屋建て、延べ面積 500 ㎡） （ALC 板の設置面積 770 ㎡） ・ 網入りガラス 100 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 100 万円 計： 1,200 万円	○一般取扱所（代替措置を適用しない場合） ・ 耐火構造の建設 1 億円 （平屋建て、延べ面積 500 ㎡） ・ 網入りガラス 100 万円 ・ 貯留・換気設備等設置 100 万円 計： 1 億 200 万円

② 危険物施設 ⇒ 技術上の基準が強化された危険物施設

○製造所（代替措置を適用する場合） ・ 保有空地の変更 0 円 計： 0 円	○製造所（代替措置を適用しない場合） ※ 保有空地を 3 m から 5 m へ ・ 耐火構造の建物に建て替え 1 億円 （平屋建て、延べ面積 500 ㎡） ※ 設備等は再利用 計： 1 億円
○屋内貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 保有空地の変更なし 0 円 計： 0 円	○屋内貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ※ 保有空地を 3 m から 5 m へ、軒高 6 m 未満 ・ 耐火構造の建物に建て替え 2,000 万円 （平屋建て、延べ面積 100 ㎡） ※ 設備等は再利用 計： 2,000 万円
○屋外タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・ 保有空地の変更なし 0 円 計： 0 円	○屋外タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・ 490 K L の屋外タンク本体工事 3,000 万円 ・ 付属設備（注入口、配管等） 200 万円 計： 3,200 万円

○屋内タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・タンク容量・倍数の制限の変更なし 0円 計： 0円	○屋内タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ※ タンク容量・倍数の制限 ・耐火構造の建設 2,000万円 （延べ面積 100 m²） ・20KL タンク本体工事 1,000万円 ※ 設備等は再利用 計：3,000万円
○地下タンク貯蔵所（代替措置を適用する場合） ・タンク間距離の変更なし 0円 計： 0円	○地下タンク貯蔵所（代替措置を適用しない場合） ・地下タンク本体工事 1,000万円 ※ 設備等は再利用 計：1,000万円
○一般取扱所（代替措置を適用する場合） ・保有空地の変更 0円 計： 0円	○一般取扱所（代替措置を適用しない場合） ※ 保有空地を3mから5mへ ・耐火構造の建物に建て替え 1億円 （平屋建て、延べ面積 500 m²） ※ 設備等は再利用 計：1億円

総務省 規制の事前評価書

(地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成22年2月8日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

① 地下貯蔵タンク等からの危険物の流出事故増加及びその対策の必要性について

近年、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）上で定める危険物（石油等）を一定数量以上取り扱う施設（以下「危険物施設」という。）の流出事故件数は年々増加傾向にあり、平成20年では386件と高い水準となっている。当該事故の原因について、過去5年間では、腐食等劣化によるものが毎年最も多くなっており、平成20年では全体の約40%を占めており、その内50%は、地下貯蔵タンク等からのものとなっている。また、地下貯蔵タンク等からの危険物の流出は、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念される。

このような状況を踏まえ、平成19年度、平成20年度において、学識経験者、業界関係者、消防機関を交え、「既設の地下貯蔵タンク等の腐食の評価手法及び評価結果に応じた合理的な点検・保守管理手法の調査検討会」（委員長：松本洋一郎 東京大学大学院工学系研究科教授）が開催され、当該検討会において地下貯蔵タンク等の腐食の防止の合理的な点検・保守管理手法の検討が行われた。検討の結果、地下貯蔵タンクのうち、腐食のおそれが特に高いもの（主に設置年数が50年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが6.0mm以下のタンク）について、FRP内面ライニング（※1）又は電気防食（※2）といった危険物の漏れを未然に防止する措置を、また、腐食のおそれが高いもの（主に設置年数が30年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが4.5mm以下のタンク）について、FRP内面ライニング若しくは電気防食又は常時監視といった危険物の漏れを早期に検知するための措置のいずれかを講ずる必要があるとされた。

※1 FRP内面ライニング

埋設されたままの状況で内面全体に強化プラスチックを2mm以上の厚さとなるよう被覆するもの。内面ライニングを実施することで、地下タンクの内部に滞留した水分による内面からのタンクの腐食を防止するとともに、外面からの腐食により金属部分に穴が開いたとしても危険物が地下タンクから外部に流出することを防止できる。

※2 電気防食

地下に埋設されたタンクへ外部から直流電流を流すことで腐食の進行を防止するもの。

② 地下貯蔵タンク等の漏れの点検義務の現状及びその義務の合理化の必要性について

地下貯蔵タンク、二重殻タンク（内殻と外殻の二重構造のタンク）の強化プラスチック製の外殻又は地下埋設配管については、一年に一回以上又は三年に一回以上漏れの点検を行わなければならないとされているところ（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。）第 62 条の 5 の 2 及び第 62 条の 5 の 3）、これらの中には、石油類の需給調整等の理由から一時的に危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものがあり、こうしたものについては、現に危険物の貯蔵及び取扱いがされないものであるから、危険物の保安確保の観点から支障がないと認められるものであれば、期間が緩和されても差し支えないものと考えられる。

③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の現状及び問題点について

強化プラスチック製二重殻タンクはタンク本体すべてが強化プラスチックで造られていることから、貯蔵する危険物の種類によっては、タンクを劣化させるおそれがある。現在、強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質については、使用量の多いガソリン、灯油、軽油又は重油を貯蔵する場合のみ、その基準が整備されている。しかしながら、近年、バイオ燃料を始め、多様な危険物を強化プラスチック製二重殻タンクにおいて貯蔵したいといった要望があることから、貯蔵する危険物に応じて必要な材質の性能を規定する必要がある。

（２）規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

- ① 平成 17 年 4 月 1 日より前に許可を受けて設置された地盤面下に直接埋設されている、腐食のおそれが高い一部の地下貯蔵タンクについて、危険物の漏れ防止対策を行うための技術上の基準を強化し、災害の発生及び被害の拡大を防止し、もって国民の生命身体及び財産並びに環境を災害から保護し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としている。
- ② 危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の地下貯蔵タンク等について、危険物の保安の確保の観点から支障がないと認められるものについては、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。
- ③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻の材質について、ガソリン、灯油、軽油及び重油以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の性能基準を整備し、規制の合理化を図る。

【規制改正の内容】

- ① 地下貯蔵タンクのうち、腐食のおそれが特に高いものについては、内面ライニング又は電

気防食をすることとし、腐食のおそれが高いものについては、これらの措置又は漏れを感知する常時監視装置を設置することとする。

- ② 地下貯蔵タンク、二重殻のタンクの強化プラスチック製の外殻又は地下埋設配管について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間を延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には漏れ点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する。
- ③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、安全性を図る試験（耐薬品性試験）の基準に適合すれば、当該二重殻タンクで当該危険物の貯蔵及び取扱いを可能とするよう規定する。

2 規制の費用

（１）遵守費用

①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。

【新規費用】

○各タンクにかかる費用

常時監視装置を設置すると、漏れの点検（手数料 50 千円）が設置より 25 年間免除（1,250 千円の負担減）されるため、全てのタンクに常時監視装置を設置するものとして試算した。

ア 腐食のおそれが特に高いタンク…1,600 千円《点検免除により差引き後 350 千円負担》

内訳・内面ライニング又は電気防食 1,100 千円

・常時監視装置 500 千円

イ 腐食のおそれが高いタンク …500 千円《点検免除により差引き後 負担なし》

内訳・常時監視装置 500 千円

※ 腐食のおそれが高いタンクであっても内面ライニング又は電気防食を行っても差し支えない。

（参考）全国ベースでの費用

・腐食のおそれが特に高いタンク 約 1,600 個

・腐食のおそれが高いタンク（常時監視装置） 約 16,000 個

・腐食のおそれが高いタンク 約 16,000 個

（内面ライニング又は電気防食並びに常時監視装置）

→小計 1,600 千円×1,600+500 千円×16,000+1,600 千円×16,000=36 億 16 百万円

※これらの費用とは別に各施設につき、変更許可申請及び完成検査申請において各施設が所在する地方公共団体の手数料条例で定める金額の費用がかかる。

○各施設において変更許可申請及び完成検査に係る費用

- ・ 給油取扱所 約 39 千円
- ・ 地下タンク貯蔵所 約 20 千円

（参考）全国ベースでの費用

- ・ 給油取扱所 約 5,000 箇所
 - ・ 地下タンク貯蔵所 約 10,000 箇所
- 小計 $39 \text{ 千円} \times 5,000 + 20 \text{ 千円} \times 10,000 = 3 \text{ 億 } 95 \text{ 百万円}$

※腐食のおそれの高いタンクから腐食のおそれの特に高いタンクに移行したものは、内面ライニング又は電気防食を施されなければならない。なお、変更許可申請及び完成検査審査において各施設が所在する地方公共団体の手数料条例で定める金額の費用がかかる。

【維持費用】

- ・ 常時監視装置（電気代） 1 日あたり約 42 円（年間約 15,330 円）
- ・ 電気防食（電気代） 1 日あたり約 52.8 円（年間約 19,272 円）

②及び③については、漏れ点検義務の緩和等を内容とするものであり、特段の費用が発生するものではない。

（２）行政費用

①について、

各施設において変更許可及び完成検査に係る費用が発生する。なお、これらの費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。

- 例
- ・ 給油取扱所 約 39 千円
 - ・ 地下タンク貯蔵所 約 20 千円

（参考）全国ベースでの費用

- ・ 給油取扱所 約 5,000 箇所
 - ・ 地下タンク貯蔵所 約 10,000 箇所
- 小計 $39 \text{ 千円} \times 5,000 + 20 \text{ 千円} \times 10,000 = 3 \text{ 億 } 95 \text{ 百万円}$

②及び③の改正に伴う行政機関に係るコストについては、今回の改正によって特段増加しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

- ① 今回の改正により危険物の漏れが防止されることで、災害時の生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、危険物の流出事故の発生により、施設の改修費用や休業期間中の営業補償費として、現在年間 15 件程度の事故で約 675,000 千円の損害（1 件あたり損害額約 45,000 千円）が生じているが、そういった財産上の損害の拡大も最小限に抑えられる。さらに、流出事故が環境に与える悪影響も抑えることができる。
- ② 市町村長等が、保安上支障がないと認めた休止中の地下タンク貯蔵所等について、休止期間中の漏れ点検に要する手数料が不要になる。
- ③ ガソリン等のあらかじめ決められた危険物しか貯蔵及び取り扱えなかった強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、例えばバイオ燃料等の新エネルギーも貯蔵することが可能となる。

(2) 行政便益

- ① 地下貯蔵タンク等からの漏れを防止する又は早期に検知することができるため、発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。
- ② 市町村長等が、保安上支障がないと認めた休止中の地下タンク貯蔵所等について、休止期間中の漏れ点検に係るコストが不要になる。
- ③について、行政上の便益は特にない。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

- ① 今回の改正により、年々増加する地下貯蔵タンクからの流出事故の発生及び被害拡大を防止することが出来る。また常時監視装置を設置した場合、個々の所有者等にとっては、25 年間漏れ点検の義務が免除されるため、一定程度の費用を抑えることができる。また、数値化が難しい指標として、危険物の流出事故により環境に与える悪影響を抑えることができる。

さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、施設に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等がその施設に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである。

以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有

者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられる。

- ② 保安上の支障がないと認められ、漏れ点検の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。
- ③ 多様な危険物を強化プラスチック製二重殻タンクにおいて貯蔵できるようになるため、所有者等にとって利便性が向上すると考えられる。

以上の分析から、改正省令案による規制の改正は適切なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では平成 20 年 9 月から地下貯蔵タンクにおける流出事故対策について検討する「既設の地下貯蔵タンク等の腐食の評価手法及び評価結果に応じた合理的な点検・保守管理手法の調査検討会」（委員長：松本洋一郎 東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し、同検討会において、腐食の評価手法及びその評価結果に応じた合理的な流出事故防止対策等について検討され、「既設の地下貯蔵タンク等の腐食の評価手法及び評価結果に応じた合理的な点検・保守管理手法の調査検討報告書」（平成 21 年 3 月）が取りまとめられている。

6 レビューを行う時期又は条件

今後の社会情勢及び科学の進展による新たな技術を踏まえつつ、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。

総務省 規制の事前評価書 (デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化)

所管部局課室名：情報通信国際戦略局 情報通信政策課

電話：03-5253-5737

メールアドレス：houseikikaku@soumu.go.jp

評価年月 平成22年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的

通信・放送分野の現行の法体系は、「電波法」(昭和25年法律第131号)と「放送法」(昭和25年法律第132号)が制定されて以来、新たな技術やサービスに対応して法律を追加・整備してきた結果、放送関連で4本、電気通信事業関連で2本の法律で構成されている。しかし、今般、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現するとともに、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行する。

(2) 規制改正の内容及び必要性

① 放送の参入規律

現在の我が国の放送法制における放送としては、a. 放送法上の「放送」、b. 有線テレビジョン放送法上の「有線テレビジョン放送」、c. 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の「有線ラジオ放送」及びd. 電気通信役務利用放送法上の「電気通信役務利用放送」がある。新たな放送法は、これら4つの法律を「放送法」のもとに統合した上で、

1) aの「放送」については、「基幹放送」とし、このうち、地上放送については、現行の放送法において、無線局の設置・運用(ハード)と放送の業務(ソフト)を同一の者が行うこと(ハード・ソフト一致)が前提とされているが、新たな放送法では、ハード・ソフト一致に加え、新たな事業形態(ハード・ソフト分離)を認め、一致か分離かを事業者において選択可能とすることにより、事業者独自の創意工夫による経営の柔軟化が可能となる環境を整備するものである。参入規律については、引き続きハード・ソフト一致を希望する事業者については、従来どおり電波法の無線局免許のみによる参入(特定地上基幹放送事業者)の手続を存続させるとともに、新たにハード・ソフト分離を希望する事業者については、ハードについての電波法の無線局免許とソフトについての放送法の認定による参入手続を導入する。なお、ソフト事業者の認定の審査は、従来のハード・ソフト一致の事業者の免許の審査事項のうち、ソフトに関係する事項について行う。

「基幹放送」のうち、衛星放送などの受委託放送については、現行の放送法においてハード事業者とソフト事業者を同一の者が兼ねることができない、いわゆるハード・ソフト分離の制度である。新たな放送法制ではこれを改め、基幹放送局提供事業者(新たな放送法におけるハード事業者)が認定基幹放送事業者(新たな放送法におけるソフト事業者)を兼ねることを許容することとする。このため、ハード事業者が

ソフト事業者等を兼ねる場合には、自身が行う放送の業務と他のソフト事業者が行う放送の業務が競合するため、ハード事業者が、他のソフト事業者向けの役務の提供条件を自己向けの使用条件と比して不利なものとしないう、ハード事業者に対して会計整理及びその公表を義務付けることとする。

- 2) b、c、及びdの放送については、新たな放送法では区別することなく「一般放送」とする。その参入手続については、原則登録とする（登録一般放送事業者）。例外として、cの有線ラジオ放送等については、現行法のまま届出とする。
- 3) 基幹放送事業者（基幹放送を行う事業者）、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、その参入手続において設備の安全・信頼性を確保するための技術基準適合性が求められ、また、参入後もその適合性維持義務が導入される。

② 重大事故の報告義務

設備に起因する放送の停止等の重大な事故が実際に発生した場合には、その後の規律として、行政がその実態を把握する必要があるため、新たな放送法においては、1)災害時には被害の状況を放送事業者に報告させることで、把握し、復旧や再発防止を放送事業者に促す、2)技術基準が遵守されていない場合には、設備の改善を命ずる、等、重大事故の報告義務に係る規定を整備することにより、重大事故の実態を把握することを担保する。

③ 有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設

新たな放送法では、有料放送役務に関し、有料放送事業者、有料放送管理業者及び契約代理店に対して、提供条件の受信者への事前説明義務を課するとともに、有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対して受信者からの苦情等を適切かつ迅速に処理する義務を課し、有料放送事業者に対して事業の休廃止に係る受信者への事前告知義務を課す。業務改善命令が出た場合に命令に従わないときは、罰則が適用される。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

① 放送の参入規律

- 1) 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の有線法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる。ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、新たな金銭的負担は発生しない。
- 2) 基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼

ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生する。

- 3) 基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある。具体的には、設備の冗長性の確保や故障の迅速な検知等が求められる。このため、個々の放送事業者において設備の改修等の費用が発生することは考えられるが、対象となる設備を一定規模以上の主要な設備とするよう総務省令で規定する予定であり、新たに発生する金銭的負担は限定的と考えられる。

- ② 重大事故の報告について、当該事故が発生した場合には、総務大臣に報告するための事務的負担が発生するが、新たな遵守費用は発生しない。

- ③ 説明義務の詳細は今後省令で定まる予定であるが、過度な負担にならないようにするものとする。

(2) 行政費用

- ① 総務大臣に対し、免許、認定又は登録の申請があった場合は、当該申請に対する審査を行うための事務的負担が発生するが、現行の有線法や役務法の参入手続を行った者については、改めて登録を行う必要がない旨の経過措置を行うため、登録制度へ統合することに伴う事務的負担は発生しない。また、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、ハード・ソフト分離の制度を新設することに伴う事務的負担は発生しない。

- ② 重大事故の報告を受けた場合について、若干の事務的負担が発生するものの、金銭的負担は発生しない。

- ③ 特段の金銭的負担は発生しない。

(3) その他の社会的費用

特段想定されるものはない。

3 規制の便益

- ① 放送の参入規律の見直しを行うことは、事業者が放送の業務に参入しやすくなり、多様な番組が提供されることにより放送の健全な発達や国民の利益が確保されることとなる。

また、地上放送についてハード・ソフト分離の制度を導入することにより、複数の放送事業者が、共同でハード会社を設立し、スケールメリットを享受してハードにかかる費用を軽減でき、事業者の経営の選択肢を拡大する。さらに、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹

放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合に、当該ハード事業者に対して会計の整理・公表義務及び提供条件改善命令に従う義務を課すことにより、ハード事業とソフト事業の関係の適正化が実現されることとなる。また、放送事業者に対し設備の維持義務を課すことにより、国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。

- ② 放送事業者に対し、重大事故の報告義務を課すことにより、設備の維持について意識を高めさせ、それにより設備が適正に維持され国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。
- ③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことにより、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境が整備される。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

- ① ・ 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる）、ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を講ずる）、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生し、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある（新たに発生する金銭的負担は限定的）ものの、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現でき、また、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行することとしているので、事業者及び国民にとっても分かりやすい制度であるとともに、放送の健全な発達や受信者の利益が確保されるものであることから、適切であると考ええる。
- ② 放送事業者に対し重大事故の報告義務を課すことは、事務的負担が発生するものの、国民に必需の情報を確実に送ることを確保するために必要なものであり、放送の公共的な役割を発揮させる上で、適切であると考ええる。
- ③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことは、新たな事

務的負担が発生するものの、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境の整備に不可欠なものであることから、適切であると考える。

5 有識者の見解その他関連事項

平成21年8月の情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成20年諮問第14号）」において、以下の点が提言されており、この内容を反映したものである。

- (1) コンテンツ規律については、現行の放送法を核として、伝送サービス規律については、現行の電気通信事業法を核として制度の集約・大括り化を図ること。
- (2) すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、それらを複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備すること。
- (3) 近年の放送中止事故の実情を踏まえ、受信者の利益を保護するため、放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備すること。
- (4) 有料放送について、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備すること。

6 レビューを行う時期又は条件

- (1) 法律の施行後3年以内に、新放送法第93条第1項第4号及び第2項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 法律の施行後5年以内に、(1)に定める事項のほか、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法令の名称・関連条項（別紙）

規制内容		改正前 (旧法律名)	新放送法
①放送の参入規律	基幹放送の業務の認定	第52条の13	第93条
	一般放送の業務の登録 (一般放送の届出)	役務法第3条 有テレ法第12条 有ラ法第3条	第126条 第133条 第133条
	基幹放送局提供事業者に対する放送の技術基準	—	第119条
	放送事業者に対する放送の技術基準	—	—
	基幹放送事業者	—	—
	認定要件（技術的能力）の追加	第52条の13第1項第2号	第93条第1項第2号
	認定要件（技術基準の適合）の追加	—	第93条第1項第3号
	設備の維持義務	—	第111条
	基幹放送局提供事業者	—	—
	設備の維持義務	—	第121条
②放送事業者に対する放送の重大事故の報告義務	一般放送事業者（登録）	—	—
	設備の維持義務	役務法第11条	第136条
	基幹放送事業者	—	—
	重大事故の報告義務	—	第113条
	設備の改善命令	—	第114条
	設備に関する報告及び検査	—	第115条
	基幹放送局提供事業者	—	—
	重大事故の報告義務	—	第122条
	設備の改善命令	—	第123条
	設備に関する報告及び検査	—	第124条
③有料放送事業者に対する提供条件の説明義務等の新設	一般放送事業者（登録）	—	第137条
	重大事故の報告義務	—	第138条
	設備の改善命令	—	第139条
	設備に関する報告及び検査	—	—
	契約約款の届出への緩和	第52条の4	第147条
	休業止の周知	—	第149条
	提供条件の説明	—	第150条
	苦情処理義務	—	第151条
	有料放送事業者等に対する業務改善命令	—	第156条第2項
	有料放送事業者等に対する違反の是正措置命令	—	第156条第3項

※ 有テレ法（有線テレビジョン放送法）
有ラ法（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律）
役務法（電気通信役務利用放送法）

総務省 規制の事前評価書 (電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

電話：０３－５２５３－５９０９

メールアドレス：radio-policy@ml.soumu.go.jp

評 価 年 月 平成２２年２月１日

１ 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的及び概要

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、今般、関連する法体系を抜本的に見直すこととしたところである。特に電波分野については、通信及び放送の相互参入の可能性が高まっている。また、家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場してきており、今後電波利用を一層促進することによって、国民の利便性向上や電波を利用した新産業の創出が期待されている。

このため、電波を国民がより自由にかつ安心して利用することができるよう、電波制度を見直すこととしたものである。

電波制度の見直しに係る事項のうち、規制の新設・改廃に関わるものは以下のとおりである。

① 電波利用の柔軟化

１つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を整備する。また、無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。

② 免許不要局の範囲の拡大（空中線電力の上限の見直し）

総務大臣の免許を受けることなく開設することができる無線局（免許不要局）の空中線電力の上限を０．０１ワットから１ワットに見直す。

③ 包括免許制度の対象の拡大

携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許^１を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

④ 無線局の定期検査制度の見直し

既存の登録点検事業者制度^２を拡大し、登録検査等事業者制度（登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できる制度）とし、登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できることとすることにより、登録検査等事業者の検査を受けた無線局については、総務大臣による定期検査を省略できることとする。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直し

無線局に係る外資規制の対象とされている特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（固定局）（大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く。）について外資

^１ 混信を起さないための一定の要件を満たす無線局については、その規格等を同じくする複数の無線局について、包括して対象とする免許を申請することができる制度。現行では携帯電話端末等が対象となっている。

^２ 無線局の定期検査等において、総務大臣の登録を受けた登録点検事業者が行った無線設備等の点検の結果を活用することによって、検査の一部を省略する制度。

規制の適用除外とする。

⑥ その他

技術の進展等を踏まえて、免許人の負担軽減、電波秩序の維持等のために、以下の措置を講じることとする。

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

無線検査簿（検査の年月日、結果等を記載した書面）の無線局への備付け義務を廃止する。

ii 技術基準適合命令制度の創設

無線設備が技術基準に違反している場合、その内容に応じ、より適切な監督を図るため、総務大臣が免許人等に対し当該無線設備を技術基準に適合させるよう命ずることを可能とする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線の撤去以外の措置として、たとえば電源の除去等、電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明³を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）（例：メーカー）について、届出業者と同様に、名称、住所等に変更が生じた場合、総務大臣に届け出なければならないこととする。

(2) 規制改正の内容及び必要性

① 電波利用の柔軟化

現行の電波法では、放送をする無線局については、他の無線局とは申請、審査及び免許の手続が別に定められ、放送と放送以外の業務を行う無線局の免許手続は規定されていない。また、現行の電波法では、既に免許を受けている無線局の目的の変更は、極めて例外的な場合以外には認められていない。しかし、今後、放送と放送以外の業務を同一の無線設備で行う様々なニーズが生じることが想定されている。そこで、それらのニーズに対応するため、放送と放送以外の業務を一の無線局免許で行えるようにすることと、一般的に無線局の目的を許可を受けて変更することを可能にする。また、複数の目的を有する無線局が増大することが予想されるところ、複数の目的に主従の別がある場合については、従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを審査することとする。

② 免許不要局の範囲の拡大

現在、次の要件を満たす無線局は、免許不要局として取り扱われている。

- ・ 空中線電力⁴が0.01ワット以下
- ・ 総務省令で定めるものであること
- ・ 混信回避機能を有すること
- ・ 適合表示無線設備のみを使用すること

³ 小規模な無線局に使用する無線設備であって別に総務省令で定める無線設備について、技術基準への適合性を判断し、適合しているときはこれを証明する制度。

⁴ 送信機からアンテナ系の給電線に供給される電力。電波法施行規則においては、尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力と定義。

これらの要件は、他の無線局に混信等の妨害を与えないように運用することを確保する等のためのものであるが、無線設備の高度化により、空中線電力が0.01ワットを超える無線局であっても、他の無線局に混信等の妨害を与えないよう運用することが可能なものが出現してきていることから、そのような無線局を免許不要局とすることを可能にするため、空中線電力の上限を1ワットに緩和する。

③ 包括免許制度の対象の拡大

現在、携帯電話基地局等は、他の無線局に混信等の妨害を与えないこと等を確保するために、個別に免許を受けることとされている。

しかしながら、今後普及が見込まれる屋内等向けの小規模な携帯電話基地局等については、従来の携帯電話基地局等に比べて、他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないことから、今回の改正により、包括免許の対象に追加することとしている。

包括免許の対象となる携帯電話基地局等については、一度包括免許を受ければ個別の免許審査を経ずに個々の当該基地局等の開設が可能となる。ただし、当該基地局等を開設したときは、以下の理由から、包括免許人に対して当該基地局等を開設した日や設置場所等について総務大臣に届け出ることとする。

- ・当該基地局等が、万が一他の無線局に混信等の妨害を与えている場合には、総務大臣は、電波の発射停止命令や運用停止命令等によりその解消を図ることとなる
ところ、これらの監督を行うために、当該基地局等の免許人の氏名・住所、設置場所、運用を開始した日等について総務大臣が把握しておく必要がある。
- ・他の免許人が無線局を開設する場合、既に開設されている包括免許に係る当該基地局等に混信等の妨害を与えないことを総務大臣が審査する必要がある。

④ 無線局の定期検査制度の見直し

電波法では、原則として、無線局は、免許を受けた際に、審査及び検査された条件が、その後も持続されているか、無線設備の経年劣化等に対する措置等、免許人による維持管理が適切に行われていることを確認するため、定期的に総務大臣の職員による検査（定期検査）を受けなければならないことを定めている。

一方、定期検査において、登録点検事業者による点検を受け、その点検結果を総務大臣に提出した場合は、国による定期検査の一部を省略することとされている。その場合、国は当該点検結果に基づき、無線設備等が法令に適合していることを判定する行為のみを行うこととなる（書面検査）。実際の定期検査は、そのほとんどが、登録点検事業者による点検を受けたうえでその点検結果を活用した書面検査として行われている。

そこで、このような登録点検事業者制度がこれまで大きな問題なく運用されていることを踏まえ、無線局の維持管理の適正性の確保について、さらに民間活力の活用範囲を拡大することとし、免許人の負担軽減を図ることとする。具体的には、これまでの制度に加え、現行の点検事業者の要件を満たす者のうち、一定の能力を有するものが検査を行い、法令に適合している旨の判定を受けた場合は、定期検査を省略することとする制度（登録検査等事業者制度）を設ける。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直し

電波については、有限希少な資源でありその利用については自国民の利益を優先す

ることが必要との考え方から、電気通信業務用の無線局等を除いて、外国人等には原則として無線局の開設を認めないこととされている（外国性の制限（外資規制））。

他方、外国人等の経済・社会活動の円滑化等の観点から、累次の改正により、外資規制を適用除外とする無線局の種類を増してきたところであるが、電気通信業務用以外の固定局（例：電力事業者、ガス事業者等が利用するマイクロ中継局等）は、外資規制の対象とされている。固定局を開設している電力会社、ガス会社等は、その事業について外資規制が行われておらず、近年、その外資比率は上昇してきている。仮に外資比率が3分の1以上となった場合、事業自体は引き続き行うことが可能である一方、現行電波法の外資規制により、その事業の用に供する固定局の免許を維持することはできなくなることから、固定局を外資規制の対象外とするよう強い要望が寄せられているところである。このため、固定局を外資規制の対象外としても我が国社会に著しい影響を与えるおそれはないこと等も踏まえ、固定局を外資規制の対象外とする。

⑥ その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

近年、無線局を適正に運用する免許人の能力が電波法制定時と比べて向上しており、また、検査履歴の情報が国のデータベースによって電子データとして管理され、臨局検査に当たっても容易に参照できることから、無線検査簿を備え付ける必要性が乏しくなっており、免許・検査事務の軽減化により免許申請者の負担を減らすため、備付け義務を廃止する。

ii 技術基準適合命令制度の創設

近年、現行の無線局の運用停止命令や電波の発射停止命令では、適切に対応できない技術基準違反が発生している。また、技術基準違反であっても他の無線局に妨害を与えていない場合等、直ちに極めて重い処分である運用停止命令や電波の発射停止命令を行うことが必要かつ最小限の措置であるとは言えない場合があると考えられる。このため、技術基準適合命令制度を導入することとする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

現行の電波法において、無線局の免許等が失効したときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならないこととされているが、技術の進展により、空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となった無線設備が出現してきており、これらの無線設備は、構造上、空中線を撤去することが困難である。

そこで空中線の撤去が困難な無線局の免許等が失効したときは、免許人等であった者に対して、電池を取り外すなどの電波の発射を防止するために必要な措置を義務付けることとする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

現行の電波法では、技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者について、名称、住所等の変更を届け出なければならないことが規定されておらず、名称、住所等の変更の把握漏れが多数発生しているため、技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者について、名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

① 電波利用の柔軟化に係るコスト

新たな遵守費用は発生しない。

② 免許不要局の範囲の拡大に係るコスト

新たな遵守費用は発生しない。

③ 包括免許制度の対象の拡大に係るコスト

包括免許に係る携帯電話基地局等を開設した場合、従来は個別の免許に伴う事務手続が発生したが、今後は届出に伴う軽微な負担のみとなり、新たな遵守費用は発生しない。

④ 無線局の定期検査制度の見直しに係るコスト

登録検査等事業者の登録に際しては、登録免許税法に基づき、登録1件につき、9万円の登録免許税が課される。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直しに係るコスト

新たな遵守費用は発生しない。

⑥ その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止に係るコスト

新たな遵守費用は発生しない。

ii 技術基準適合命令制度の創設に係るコスト

違反の内容に応じ、既存の運用停止命令等の措置に代え、より適切な措置として技術基準適合命令を創設するものであり、新たな遵守費用は発生しない。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止に係るコスト

免許等が効力を失った場合の電波の発射を防止するための措置として、空中線の撤去以外の措置として、電池の除去等の措置を課すものであり、新たな遵守費用は発生しない。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度に係るコスト

変更届出に係る軽微な負担が発生する。

(2) 行政費用

① 電波利用の柔軟化に係るコスト

総務大臣に対して新制度に係る申請があった場合には、当該申請の審査を行うための負担が発生する。

② 免許不要局の範囲の拡大に係るコスト

新たな行政費用は発生しない。

③ 包括免許制度の対象の拡大に係るコスト

包括免許申請及び開設後の届出の処理に係る負担は、従来の個別免許申請に係る審査の負担と比べて軽微であり、新たな行政費用が発生するものではない。

④ 無線局の定期検査制度の見直しに係るコスト

登録申請等の受理に係る軽微な負担が発生する。

⑤ 無線局に係る外資規制の見直しに係るコスト

新たな行政費用は発生しない。

⑥ その他

- i 無線検査簿の備付け義務の廃止に係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
 - ii 技術基準適合命令制度の創設に係るコスト
総務大臣が技術基準適合命令を発出する場合は、そのための軽微な負担が発生する。
 - iii 廃止した無線局による電波発射の防止に係るコスト
新たな行政費用は発生しない。
 - iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度に係るコスト
技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者からの変更届出の受理に係る軽微な負担が発生する。
- (3) その他の社会的費用（広く社会経済全体や環境等に対する負の影響）
特段想定されるものはない。

3 規制の便益

- (1) 電波利用の柔軟化
今後想定される以下のようなニーズに対応することが可能となる。
(ニーズの例)
- ・ 一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ
 - ・ 放送事業者が、放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行うニーズ
 - ・ 電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ
- (2) 免許不要局の範囲の拡大
免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される。
- (3) 包括免許制度の対象の拡大
携帯電話基地局等を対象とした包括免許制度を導入することにより、当該基地局等の免許人である携帯電話事業者等は、一度包括免許を受ければ、個別の免許審査を経ることなく当該基地局等を開設することが可能となり、現在個別免許の申請から免許付与までに要している期間や申請事務が省力化される。その結果、当該事業者等は、迅速に当該基地局等を開設することが可能となり、また、それに伴い当該基地局等を用いた新たなサービスの開始が早まり、当該サービスを受ける利用者にも便益をもたらすことになる。
- (4) 無線局の定期検査制度の見直し
登録点検事業者制度を拡大した登録検査等事業者制度を新たに創設し、登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査も実施できることとすることにより、民間活力の活用範囲を拡大することになる。
- (5) 無線局に係る外資規制の見直し
固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることができるようになり、外国人等の経済・社会活

動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資する。

(6) その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

免許人の負担が軽減される。

ii 技術基準適合命令制度の創設

無線局の無線設備が技術基準に違反している場合に、現行の電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令に加えて、免許人等に対して当該無線設備を技術基準に適合させるよう必要な措置を命ずることが可能になる。これにより、総務大臣は無線局の免許人等に対して、違反の態様に応じてより適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られる。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となっている無線局が、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射されること等を防止することが可能となる。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者の名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととすることにより、公示制度等の適正な運用が可能となる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 電波利用の柔軟化

電波利用を柔軟化した場合、新制度の手続に伴う事務負担は発生するものの、一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供する、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行う、電気通信事業者がブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行う、といったニーズに対応し、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進することが可能となるため、今回の制度の改正は適切であると考ええる。

(2) 免許不要局の範囲の拡大

免許不要局の範囲を拡大した場合、新たな費用を発生させずに、免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が図られるため、今回の制度の範囲拡大は適切であると考ええる。

(3) 包括免許制度の対象の拡大

現在個別免許の対象となっている携帯電話基地局等のうち一定のものを包括免許の対象に追加した場合、新たな費用を発生させずに、個別免許のために要している期間や申請事務を省力化することにより、基地局等の迅速な開設、サービス開始の迅速化が図られることから、今回の制度の対象拡大は適切であると考ええる。

(4) 無線局の定期検査制度の見直し

登録点検事業者を登録検査等事業者に拡大する制度を導入することにより、検査等事業者に係る登録の申請に伴う登録免許税の負担及び軽微な事務負担が発生するものの、

検査について民間活力の活用範囲を拡大することになるため、今回の制度の改正は適切であるとする。

(5) 無線局に係る外資規制の見直し

新たな費用を発生させずに、固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることが可能になり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資するため、今回の制度の改正は適切であるとする。

(6) その他

i 無線検査簿の備付け義務の廃止

無線検査簿の備付け義務を廃止した場合、新たな費用を発生させずに免許人の負担が軽減されるため、今回の改正は適切であるとする。

ii 技術基準適合命令制度の創設

技術基準適合命令を発出することによる軽微な負担が発生するものの、当該命令により、技術基準に違反している無線設備に対して適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られることから、今回の制度の創設は適切であるとする。

iii 廃止した無線局による電波発射の防止

新たな費用を発生させることなく、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射される等、廃止された無線局による電波発射を防止することができるようになるため、今回の改正は適切であるとする。

iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度

技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者が名称、住所等を変更した場合の変更届出の処理に係る軽微な負担が発生するものの、公示制度等の適正な運用を図るために必要であるため、今回の届出の義務化は適切であるとする。

5 有識者の見解その他関連事項

平成21年8月に受けた通信・放送の総合的な法体系の在り方に係る情報通信審議会からの答申における、「より迅速かつ効率的な電波利用を可能とするため、無線局に係る手続について、次のような見直し（注：携帯電話基地局等の免許の包括化、登録点検事業者制度の拡大）を行うことが適当」、「多種多様な電波を利用したサービス・機器を安心して利用できる環境整備のため、例えば、次のような制度整備（注：技術基準適合命令制度の創設等）を行うことが適当」等の内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

放送法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上

関連条項（別紙）

規制内容	電波法（改正前）	電波法（改正後）
①電波利用の柔軟化 通信・放送両用無線局関係 無線局の目的の変更関係	—	第6条、第7条、第14条
無線局の目的の変更 特定無線局の目的の変更	第16条の2	第9条、第17条 第27条の8
②免許不要局の範囲の拡大	第4条第3号	同左
③包括免許制度の対象の拡大 包括免許制度の対象の拡大 包括免許に係る基地局等の運用開始の期日等の届出 包括免許に係る基地局等の新規開設禁止命令	第27条の2 — —	同左 第27条の6第3項 第76条第2項
④無線局の定期検査制度の見直し 登録検査等事業者の登録 登録検査等事業者による検査	第24条の2 第73条第3項 第5条第2項	同左 同左 同左
⑤無線局に係る外資規制の見直し	—	—
⑥その他 Ⅰ無線局検査簿の備付け義務の廃止 Ⅱ技術基準適合命令の創設 Ⅲ廃止した無線局による電波発射の防止 Ⅳ技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）の名称、住所等の変更届出制度	第60条 — — 第38条の6、第38条の24、 第38条の29、第38条の30、 第38条の31	— 第71条の5 第78条 同左

総務省 規制の事前評価書 (電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課

電話：03-5253-5842

メールアドレス：kaikei@ml.soumu.go.jp

評 価 年 月

平成22年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて提供される有線放送電話業務は、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号。以下「有線放送電話法」という。）の制定以来、日本電信電話公社による電気通信事業の一元的運営の例外として認められてきた。昭和59年の日本電信電話公社の民営化・電気通信事業の自由化の際も、有線放送電話法は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の特別法として存続することとされた。

しかし、平成20年度末時点で有線放送電話業務を行っている施設は事業法制定時の約4分の1程度（136施設。うち長野31、島根10、兵庫9等）にすぎず、施設数は一貫した減少傾向にあり、新規参入事業者も見込まれない状況にある。また、有線放送電話を導入していた農山漁村等の地域においても、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきている現状にかんがみれば、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているところである。

さらに、今般、利用者の利益を確保し、同様のサービスには同様の規律を適用するとの観点から、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化が図られるところである。

以上の状況変化を踏まえ、有線放送電話業務に対する規制を一般の電気通信業務に対する規制と同一のものとするため、有線放送電話法を廃止することとする。

なお、既存の有線放送電話業者については、

ア 零細事業者が大宗を占めることから、事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストが大きな負担になり、業務を継続することが困難となるおそれがあること

イ その結果、平成20年度末時点においても、約33万人存在する有線放送電話の利用者がサービスそのものの提供を受けられなくなり、利用者の利益を損なうおそれがあること

が想定されるため、有線放送電話法の廃止後も従前の例により業務が行えるよう経過措置を設ける。

なお、このほか、第二種指定電気通信設備¹を設置する電気通信事業者については、当該第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、収支の状況等を公表する規定を置くこととしている。

¹ 加入者が直接アクセス可能な有力な手段である移動端末設備と相対的に多数接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、この伝送路設備及びこれを用いて提供する移動体通信役務の提供のために設置する電気通信設備について、総務大臣が指定するもの

2 規制の費用

(1) 遵守費用

有線放送電話法の廃止に伴い、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対する廃止前の有線放送電話法及び事業法の適用については、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、当該許可を受けている者においては特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(2) 行政費用

特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(3) その他の社会的費用

特段想定されるものはない。

3 規制の便益

新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話法を廃止することは合理的であり、また、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

有線放送電話法を廃止し、制度の整理・合理化が図られる一方で、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対しては、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。さらに、当該経過措置により、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。

以上のことから、本政策は適切であると考える。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 21 年 8 月の情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方」（平成 20 年諮問第 14 号）において、

- ① 有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきているため、「有線放送電話に関する法律」を廃止し、通常の音声電話と同様の取扱いとすること
 - ② 現に行われている有線放送電話業務については、新たな法体系への移行に際し、大きな負担を伴うことのないよう、一定の経過措置・特例措置等を講ずること
- との答申を受けたところであり、その内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

法律の施行後、5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務省 規制の事前評価書
(消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し)

所管担当部局：消防庁予防課
電 話：03-5253-7523
評 価 年 月 日：平成 22 年 10 月 13 日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

① 現行制度

防火対象物における消火器の点検については、製造年から3年（化学泡消火器にあっては、設置後1年）を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の緊結部等に異常が認められたものについて、防火対象物の所有者等の負担により、消火器の内部及び機能点検を実施することとしている。また、この場合において、3年を経過した蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器は、全数点検ではなく、抜取り方式によって点検を行うことができると定めている。

しかし、平成21年9月15日に大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化して腐食が進んだ消火器の破裂により子供1名が受傷する事故が発生し、その後、老朽化消火器を破棄しようとして操作を加えた操作者が破裂により受傷するという事故が4件発生するなど消火器の適切な保守管理が問題となっている。

※ 蓄圧式の消火器：本体容器に窒素ガス等を充てんし、常時圧力が蓄えられているもの。

※ 加圧式の消火器：平常時は加圧されておらず、消火器のレバーを操作することにより加圧用ガス容器が解放され、本体容器内が加圧されるもの。

※ 抜取り方式（点検）：内部及び機能点検を一度に全数実施するのとは異なり、概ね消火器の製造年の古いものから抽出し、全数を数回に分けて内部及び機能点検を実施する方式。

② 制度改正の必要性

昨年9月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成22年7月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として事故が発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、それぞれ対策を進めることが必要とされた。使用段階においては、海外の例等を踏まえ点検内容を充実するため、消火器の点検基準について定めている「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検告示」という。)の一部を改正する。

また、過去の消火器破裂事故の分析によると、ほとんどの事故は加圧式の消火器で発生していること、国際規格においても加圧式と蓄圧式で点検基準に差異を設けていることから、より危害を生じにくい蓄圧式の消火器の点検開始時期を延長するもの。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【制度改正の目的】

上記の報告書を受け、点検内容の充実による事故の未然防止を目的とする。

【制度改正の内容】

① 耐圧性能点検の義務付け

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能点検を実施することとする。

施行期日は平成23年4月1日とし、施行後3年間、耐圧性能点検については、製造年から10年を経過し、外形の点検において腐食等がなかった消火器は、抜取り方式により実施することができることとする。

② 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直し

蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあっては、消火器の内部及び機能点検の対象を製造年から5年を経過したものに変更する。

※耐圧性能点検：水圧により消火器本体に記載された耐圧試験圧力値（「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第12条及び第13条)に定める圧力試験値をかけ、変形、損傷又は漏水等がないかを確認する。

○改正前

【消火器】



○改正後

【蓄圧式消火器】



【加圧式粉末消火器】



※ 消火器の外形の点検は半年に一回実施されている。

※ 内部及び機能点検は蓄圧式消火器であれば製造年から5年を経過後、加圧式粉末消火器であれば製造年から3年を経過後に抜取り方式により点検本数を平準化し、5年間（10回で）実施すればよいこととしている。その後も抜取り方式により定期的に点検を実施。

※ 製造年から10年を経過した場合は、水圧による耐圧性能点検が必要になる。（消火器の外形の点検において、本体容器に腐食等が認められた場合は、10年を経過していなくても、その都度耐圧性能点検を実施。）

※ 消火器メーカーの推奨使用期間は製造年から8年間とされているが、定期的に点検を実施し問題がなければ使用可能。

2. 規制の費用

① 遵守費用

(i) 耐圧性能点検の義務付けについて

- ・ 消火器 1 本あたりの点検費用 約 3,500 円程度と仮定
- ・ 費用の負担者 防火対象物の所有者等

【施行後 3 年間の費用】

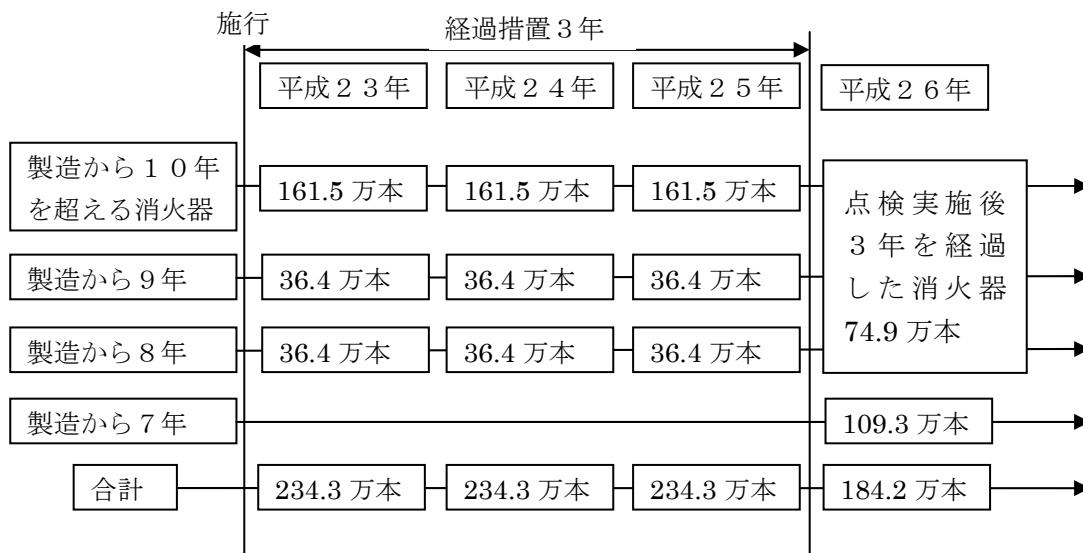
全国ベースでの費用 年間約 82 億 50 万円

(算出の根拠：現在国内には防火対象物に設置されている製造年から 10 年を超える消火器は約 484 万 5 千本あり、施行後 3 年以内に製造年から 10 年を経過する消火器は、約 218.6 万本と想定される。一年に $(484.5 \text{ 万本} + 218.6 \text{ 万本}) \div 3 = 234.3 \text{ 万本}$ の消火器が耐圧性能点検の対象となることから、 $234.3 \text{ 万本} \times 3,500 \text{ 円} = 82 \text{ 億 } 50 \text{ 万円}$)

【施行後 4 年目以降の費用】

全国ベースでの費用 年間約 64 億 4,700 万円

(算出の根拠：施行後一年目に耐圧点検を実施した消火器のうち、約 32%が廃棄されずに残ると考えられるので、 $234.3 \text{ 万本} \times 32\% + 109.3 \text{ 万本} = 184.2 \text{ 万本}$ が点検対象となる。よって、一年間に $184.2 \text{ 万本} \times 3,500 \text{ 円} = 64 \text{ 億 } 4,700 \text{ 万円}$)



※ 製造年から 10 年を超える消火器については、経過措置期間（施行後 3 年）内に耐圧性能点検を実施する必要があることから、点検本数を施行後 3 年間で平準化している。

(ii) 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直しについて

費用の増加は特にない。

② 行政費用

本規制の改正に伴う、行政費用の増加は特にない。

3. 規制の便益

① 遵守便益

(i) 耐圧性能点検の義務付けについて

過去 10 年間（平成 12 年度～平成 21 年度）までの消火器破裂事故を分析すると、

全国で 26 件発生しており、3 名の死者及び 22 名の負傷者が発生している。これらの事故は老朽化した消火器を操作したことにより発生している。このことから、製造年から 10 年を超える消火器に耐圧性能点検を義務付けることにより、老朽化した消火器を適切に廃棄等することにより破裂事故の発生を防止し、なにものにも代え難い使用者の生命及び身体への被害を軽減することが出来る。

(ii) 蓄圧式消火器の点検開始時期の見直しについて

・ 消火器一本あたりの点検費用 約 1,500 円

全国ベースでの費用 年間約 1 億 3447 万円の負担軽減

受益者 防火対象物の所有者等

(算出の根拠：防火対象物に設置される消火器は年間約 285 万本あり、そのうち蓄圧式の消火器が約 17%の 48 万 4,500 本と想定される。点検開始時期が 2 年延長になることから、3~4 年目の消火器約 89,650 本の点検が不要となったため、年間約 1 億 3,447 万円の負担軽減になる。)

$89,650 \text{ 本} \times 1,500 \text{ 円} = 134,475,000 \text{ 円}$

②行政便益

本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特にない。

4. 政策評価の結果

今回の点検告示改正により、製造年から 10 年を超える消火器を設置している防火対象物の所有者等の負担は増加する。

しかし、消火器の事故発生件数や事故事例の分析結果を踏まえれば、消火器の点検を早急に見直し強化することは、老朽化消火器の事故の発生を未然に防ぎ、使用者の生命及び身体を保護するために不可欠であると考えられる。また、今回耐圧性能点検が義務付けられるのは防火対象物の所有者等であるが、不特定多数の者に利用される防火対象物もあり、施設利用者の安全を確保するためにも防火管理の徹底が求められている。

以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、製造年から 10 年を超える消火器を設置している防火対象物の所有者等がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられる。

また、老朽化消火器の破裂事故のほとんどは加圧式の消火器で発生しており、蓄圧式の消火器は比較的危険が生じにくいこと、国際規格においても加圧式と蓄圧式で点検基準に差異を設けていることから、点検開始時期を延長しても、安全性に問題はないとされており、消火器を設置している防火対象物の所有者等の義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。

以上の分析から、本改正の内容は妥当であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

消防庁では、「予防行政のあり方に関する検討会」において、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を行い、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。なお、当該報告書については、以下のサイトに掲載されている。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2207/220716_1houdou/zenbun.pdf

6. レビューを行う時期又は条件

今後、消火器の点検状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。

総務省 規制の事前評価書

(特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成22年12月9日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

特定屋外タンク貯蔵所（液体の危険物を貯蔵する容量千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所）のうち、容量1万キロリットル以上のものの所有者等は、一定の時期ごとに市町村長等による保安に関する検査（以下「保安検査」という。）を受けなければならないとされ（消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3第1項）、その期間については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第8条の4第2項において8年（保安のための措置が講じられている場合は10年又は13年）と定められている。

消防庁では平成22年4月から「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」（座長：亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授）を開催し、屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期のあり方について検討し、平成22年10月に中間報告書^{※1}が取りまとめられた。

同中間報告書では、液体危険物タンク（液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク）の底部の板の厚さ及びその1年当たりの減少量を特殊の方法（連続板厚測定法^{※2}）を用いて測定した特定屋外タンク貯蔵所のうち、当該減少量が一定の基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものに係る保安検査の時期について、当該板の厚さ及びその減少量を用いて算出される8年以上15年以内の期間とすることを可能とすることが適当であるとされた。

※1 保安検査の時期については、中間報告書の内容が当検討会の結論であることから、中間報告書に基づいて今回の制度改正を行うもの。なお、最終報告書は平成22年12月にとりまとめられる予定。

※2 連続板厚測定法

従来、タンクの底部の板の厚さは、底部の板1枚あたり3点などと測定点を設定して測定されてきた（定点測定法）。このため、目視によって把握が可能なタンクの内面からの腐食と異なり、タンクの外面からの腐食の箇所を正確に把握することや、タンクの底部の板の厚さのうち、最も薄い箇所を正確に把握することは困難であった。

連続板厚測定法は、超音波又は電磁気を使ってタンクの底部の板の厚さをほぼ全面にわたって測定する方法である。超音波又は電磁気を用いることから、タンクの外面からの腐食の状況の把握が可能

であり、また、タンクの底部のほぼ全面を測定することから、タンクの底部の板の厚さの最も薄い箇所を的確に把握することが可能となる。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

一定の要件を満たす特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期について、当該タンクの安全性の程度に応じてその時期を延長することを可能にする。

【規制改正の内容】

特定屋外タンク貯蔵所のうち、新法タンク（昭和 52 年の危険物の規制に関する政令の改正（昭和 52 年政令第 10 号）後に設置に係る許可の申請がなされたもの。）及び第一段階基準タンク（昭和 52 年の危険物の規制に関する政令の改正前に設置に係る許可を受け、又は当該申請がなされたタンクのうち、第一段階基準※に適合し、その所有者等が市町村長等にその旨の届出をしたもの。）について、連続板厚測定法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さ及びその 1 年当たりの減少量を測定したもののうち、当該減少量が一定の基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものに係る保安検査の時期について、当該板の厚さ及びその減少量を用いて算出される 8 年以上 15 年以内の期間とすることを可能とする。

なお、今回新たに設ける制度を適用する際の「保安のための措置」は次のとおりである。

- ①外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替えを行わないこと。
- ②タンクの内部にコーティングを講じること。講じていない場合は、水等の成分を適切に管理し、内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵の変更を行わないこと。
- ③危険物が加温貯蔵されていないこと。
- ④構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。
- ⑤著しい不等沈下がないこと。
- ⑥地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。
- ⑦維持管理体制が適切であること。

※ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 214 号）附則第 3 項及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 6 年自治省令第 30 号）附則第 9 条に規定する基準をいう。

2 規制の費用

(1) 遵守費用について

特定屋外タンク貯蔵所の所有者等が、今回新たに設ける制度を適用した場合の遵守費用は、

①保安検査に係る費用（現行と同じ）と、②今回新設した制度を適用するために要する費用を合わせたものとなる。当該遵守費用はタンクの容量等により異なるため、以下の分析においては、今回設ける制度が適用される新法タンクのうち最も基数の多い 10 万キロリットルのタンク

を想定した。

※保安検査を受けるタンクの所有者等は、当該タンクを開放し、定点測定法または連続板厚測定法によりタンクの底部の板の厚さの測定等を行い、消防法上の技術上の基準を満たしていない箇所等を補修した後、市町村長等の保安検査を受ける（以上が①に相当）。保安検査に合格した後、保安検査の期間を延長（個別延長）しようとする所有者等は、個別延長を適用するための「保安のための措置」を講じたうえで、市町村長等に個別延長を申請する（以上が②に相当）。

① 保安検査に係る費用 ※タンクの劣化状況や事業判断により異なる

i) 保安検査 1 回当たり約 1.8 億円※

- ・ 液体危険物タンクを開放する費用
- ・ タンクの点検及び補修に係る費用（定点測定法による測定費用約 270 万円を含む。）

※消防庁では当該費用について把握できなかったことから、既に公表されている「行政刷新会議事業仕分け（平成 21 年 11 月 27 日）第 2 会場評価結果・議事概要（石油備蓄（経済産業省））」で示された国家備蓄石油基地の例を用いた。

ii) その他の主な費用

- ・ 各危険物施設につき、保安検査の手数料として各施設が所在する地方公共団体の手数料条例で定める金額の費用がかかる（タンクの種類及び容量ごとに異なる。）。

例） 容量 10 万キロリットルのタンク：127 万円

- ・ タンクを開放するために、当該タンクの貯蔵物を開放の期間（約 1 年間）貯蔵するためのタンクを確保する費用が発生する。10 万キロリットルのタンクを借り上げる場合、立地や借り上げ条件によって異なると考えられるが、1 基につき 1 年当たり約 1.7 億円※の費用が発生すると想定される。

※消防庁では当該費用について把握できなかったことから、既に公表されている「経済産業省行政事業レビューシート（石油備蓄事業補給金）」を用いた。

以上のことから、保安検査にかかる費用は 1 回当たり約 1.8 億円（保安検査の間に当該タンクの貯蔵物を貯蔵するためのタンクを確保する費用を計上すると約 3.5 億円）となり、今回新たに設ける制度及び既存の個別延長を適用せずに保安検査の基本の期間（8 年）を適用する場合にかかる費用は、1 年当たり約 2,250 万円（同約 4,375 万円）となる。

② 今回新たに設ける制度を適用するために要する費用

- ・ 連続板厚測定法による測定費用：1 回当たり約 1,100 万円（差引き約 830 万円※）

※連続板厚測定法により測定した場合、①の定点測定法による測定は不要。

- ・ 保安のための措置を講じるための費用：保安検査 1 回当たり約 6,500 万円※

※コーティングを講じるための費用を約 1.3 億円、コーティングの耐用年数と保安検査の期

間の関係から保安検査 1 回おきにコーティングを塗り替えるとし、1 回の保安検査当たりコーティングにかかる費用は約 6,500 万円とする。

※コーティング以外の保安のための措置については、特段の費用は発生しないと考えられるため計上していない。

以上のことから、今回新たに設ける制度を適用するためにかかる費用は、保安検査 1 回当たり約 7,330 万円となる。

①と②について、今回新たに設ける保安検査の期間である 8 年から 15 年のそれぞれの場合の 1 年当たりの費用及び個別延長をせずに保安検査の基本の期間（8 年）を適用する場合（A）との差額は以下のとおり。

（単位：万円）

保安検査の 期間	①に係る費用※ 2	②に係る費用	③=①+②※ 2	③－A
8 年	2,250 (4,375)	（適用しない）	2,250 (4,375) A※ 1	—
8 年	2,250 (4,375)	916	3,166 (5,291)	916
9 年	2,000 (3,889)	814	2,814 (4,703)	564 (328)
10 年	1,800 (3,500)	733	2,533 (4,233)	283 (▲142)
11 年	1,636 (3,182)	666	2,302 (3,848)	52 (▲527)
12 年	1,500 (2,917)	611	2,111 (3,528)	▲139 (▲847)
13 年	1,385 (2,692)	564	1,949 (3,256)	▲301 (▲1,119)
14 年	1,286 (2,500)	524	1,810 (3,024)	▲440 (▲1,351)
15 年	1,200 (2,333)	489	1,689 (2,822)	▲561 (▲1,553)

※ 1 今回設けた措置及び既存の個別延長を適用せずに保安検査の基本の期間（8 年）を適用する場合にかかる費用をベースライン（A）とする。

※ 2 括弧内は、① ii）で記載したタンクを確保する費用約 1.7 億円を保安検査の期間で除して①に加えた額。

（2）行政費用について

①について、

保安検査を行う市町村長等に保安検査に係る費用が発生する。当該費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収する。

例） 容量 10 万キロリットルのタンク：127 万円

②に伴う行政機関に係るコストについては、特段増加しない。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益について

保安検査の期間が15年の場合、タンク1基につき1年当たり約561万円の費用の削減が可能となる（保安検査の間に当該タンクの貯蔵物を貯蔵するためのタンクを確保する費用を計上した場合約1,553万円）。また、保安検査の頻度が減ることから、保安検査の際の市町村長等への手数料も軽減される。

(2) 行政便益について

今回新たに設ける制度による行政便益は、特段発生しない。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回新たに設ける制度を適用した場合、現行制度では最長13年の保安検査の期間を15年とすることが可能となるため、保安検査に係る費用を抑えることができる。

一方、保安検査の期間は、安全性を十分に確保したうえで延長する必要があることから、本制度では、連続板厚測定法を用いて測定することと、科学的知見から得られたタンクの安全性を担保するために最低限必要な「保安のための措置」を講じることを条件とすることにより、安全性を十分に確保している。なお、安全性を十分に確保せずに保安検査の期間を延長すると、腐食等によりタンクの板や溶接部分が破損して貯蔵物が漏れ、環境汚染や火災等が引き起こされる可能性があり、この場合に生じる被害は甚大である（昭和49年に発生した岡山県倉敷市水島の事故では、破損したタンクから漏れた重油によって瀬戸内海の3分の1が汚染され、約500億円の損害が生じたとされる。）。

以上のことから、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では平成22年4月から屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期のあり方について検討するために、「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」（座長：亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授）を開催した。同検討会が取りまとめた「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会中間報告書」（平成22年10月）において、連続板厚測定法は、底部の板の厚さ及びその減少量について詳細に把握することが可能であり、当該測定方法によって得られる測定結果を用いて次回の保安検査の時期を算出することにより、安全性を確保しながら保安検査の時期を延長することができるとされている。なお、当該中間報告書は、

以下のアドレスに掲載されている。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2211/221111_1houdou/02_houkokusyo.pdf

6 レビューを行う時期又は条件

今後の科学の進展による新たな技術及び知見を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。